

茅ヶ崎市公告第 181 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札の参加資格等について次のとおり公告します。

令和 8 年 8 月 12 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

1 入札に付する事項

(1) 件名

茅ヶ崎市勤労市民会館における飲料用自動販売機設置に係る行政財産の貸付け

(2) 貸付物件の表示

所 在	茅ヶ崎市新栄町 13 番 32 号
貸付場所	茅ヶ崎市勤労市民会館 1 階
貸付面積	1 階 1 . 1 m ²

(3) 用途の指定

貸付物件は、入札説明書の定めるところにより飲料用自動販売機 1 台を設置するために使用しなければなりません。

(4) 貸付期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで

2 入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加資格の要件

この入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格要件を満たすことが必要です。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 茅ヶ崎市指名停止等措置基準（平成 12 年 2 月 1 日施行）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

ウ この公告の日に、茅ヶ崎市に納付すべき税の納付義務を有する者にあつては、これらの滞納がない者であること。

エ 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成 23 年茅ヶ崎市条例第 5 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までに該当する者でないこと及び同条例第 7 条に規定する暴力団等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者をいう。）でないこと。また、契約後に該当することが判明した場合には当該契約を解除する。

(2) 入札参加資格の確認等

入札に参加しようとする者は、あらかじめ入札参加資格について申請し、茅ヶ崎市長の確認を受けることが必要です。

ア 一般競争入札参加申込書は、入札説明書に記載された期限までに必ず提出してください。

イ 入札保証金及び契約保証金の免除の可否を審査するため、この公告の日前5年の間に国（法律により特別の設立行為をもって設立された公団等を含む。）又は地方公共団体と種類を同じくする契約を1回以上締結し、かつ、当該契約を誠実に履行した者については、一般競争入札参加申込書の提出時に、当該契約に係る契約書の写しを提出してください。

ウ 一般競争入札参加申込書の提出期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することはできません。

エ 一般競争入札参加資格確認通知書の発行は、入札説明書に記載された期日に、郵送により通知します。

オ 入札参加資格を認められない者は、その理由について説明を求めることができます。この場合、入札説明書に記載された期限までに茅ヶ崎市経済部産業観光課にその旨を記載した書面を提出してください。

(3) 入札参加資格の喪失

入札参加資格を有する者が、次のア又はイに該当する場合は、この入札に参加することはできません。

ア 入札時において、(1)に定める要件のいずれかを欠くに至ったとき。

イ 入札参加申込時に必要な書類に虚偽の記載があったとき。

3 入札に必要な書類等を示す期間及び場所

入札説明書の配布を次のとおり行います。

(1) 期間 この公告の日から8月31日（月）まで（土日祝日を除く）

(2) 場所 茅ヶ崎市経済部産業観光課

（茅ヶ崎市役所本庁舎3階：茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号）

なお、入札説明書は、茅ヶ崎市公式ホームページからダウンロードすることも可能です。

4 入札参加の申込み等

(1) 入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加申込書に必要事項を記入の上、令和8年8月24日（月）から8月31日（月）まで（市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に茅ヶ崎市経済部産業観光課まで持参してください。なお、郵送、電話、ファクシミリ、インターネット及び電子メールなどによる受付はいたしません。

(2) 受付の期限までに申込書の提出をしなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することはできません。

5 当該案件に対する質問等

(1) 当該案件に対する質問は、入札説明書に記載された期間内に持参し、又はファ

クシミリ若しくは電子メールで送付するものとします。

- (2) 質問に対する回答は、入札説明書に記載された日時までに茅ヶ崎市公式ホームページに掲載します。

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年9月11日（金）午前10時

- (2) 場所 入札室（茅ヶ崎市役所本庁舎5階：茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号）

7 入札執行等

- (1) 入札書には、貸付期間に対する貸付料の総額を記載してください。

- (2) 落札者は、予定価格以上の額で最高の額をもって有効な入札をした者とし
ます。

8 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として入札前に茅ヶ崎市に納付しなければなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除します。

- (1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に茅ヶ崎市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

- (2) 入札に参加しようとする者で、この公告の日前5年の間に国（法律により特別の設立行為をもって設立された公団等を含む。）又は地方公共団体と種類を同じくする契約を1回以上締結し、かつ、当該契約を誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

9 契約保証金

落札者は、契約の履行保証として金銭的保証を付するものとし、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として契約前に茅ヶ崎市に納付しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。

- (1) 落札した者が保険会社との間に茅ヶ崎市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

- (2) 落札した者で、この公告の日前5年の間に国（法律により特別の設立行為をもって設立された公団等を含む。）又は地方公共団体と種類を同じくする契約を1回以上締結し、かつ、当該契約を誠実に履行した者について、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当すると認められる入札は、無効とします。

- (1) 2の(1)に掲げる入札参加資格の要件を備えない者が行った入札

- (2) 入札参加申込時に必要な書類について、虚偽の記載をした者が行った入札

- (3) 入札保証金を免除した者を除き、入札保証金を所定の日時までに納付しない者又は入札保証金が指定の額に達しない者が行った入札

- (4) 落札から契約締結までの間に談合があったと認められる場合の入札

- (5) (1)～(4)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

11 その他

1 から 1 0 に定めるもののほか、一般競争入札に関し必要な事項は、入札説明書及び茅ヶ崎市契約規則（昭和 4 7 年茅ヶ崎市規則第 1 5 号）その他関係諸法令の定めるところによります。

1 2 問い合わせ先

この入札についての問い合わせは、茅ヶ崎市経済部産業観光課雇用労働担当へご連絡ください。

電話 0 4 6 7 - 8 2 - 1 1 1 1 （内線 2 3 9 3）

0 4 6 7 - 8 1 - 7 1 4 4 （直通）